

# 栗東市ふるさと納税「ふるさと記念品」等の募集について

令和6年4月1日更新

## 1. 募集概要

栗東市では、ふるさと納税制度において、一定額以上の寄附をしていただいた人に対して、お礼として「ふるさと記念品」（栗東市の特産品やサービス）を贈呈する事業を実施しています。

栗東の魅力味わえる、感じられる、体験できるものを提供いただける事業者及び商品を募集します。

## 2. 事業者の応募資格

- (1) 市内に本店もしくは主たる事業拠点（工場等を含む）を有する法人、個人事業者又は団体であること  
※ ただし、本市にゆかりのある法人等であるなど、市長が特に必要と認めた場合は、市内に主たる事業拠点を有していなくても応募可能です。
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が事業主又は役員に就任しておらず、また、密接な関係を有していないこと
- (4) その他市長が必要と認める事項に合致すること

## 3. 商品の提案条件

- (1) 次のいずれかに該当するものであること
  - ① 市内で製造、加工、採取、栽培等する商品又は市内で提供されるサービス  
(例) 市内で生産されたいちじく、市内で収穫された米、市内ゴルフ場の利用券
  - ② 商品の原材料の主要な部分が市内で生産されたもの  
(例) 市内産のリンゴを100%使用して市外で製造しているジュース
  - ③ 商品の製造、加工等の工程のうち主要な部分を市内で行っているもの  
(例) 市外産のガラス等に、商品価値の主要な部分を占める加工を市内で施した工芸品
  - ④ 市内で生産されたものであり、他市で生産されたものと混在することが避けられないもの

(例) 複数自治体を管轄する JA が、市内と市外で生産された米をブレンドして「〇〇米」として出荷されたもの

⑤ 形状、名称その他の特徴から本市独自の返礼品であることが明白なもの

(例) くりちゃんグッズ

⑥ ①～⑤に該当する商品等と関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、①～⑤に該当する商品等が主要な部分を占めるもの

(例) 市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット

⑦ 滋賀県が地域資源として認定しているもの

※ 近江牛、ふなずし、湖魚の加工食品のいずれかに限ります。

(2) 次のいずれにも該当しないものであること

① 金銭類似性の高いもの ※ プリペイドカード、商品券、ポイント 等

② 資産性の高いもの ※ 電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品 等

(3) 栗東市の魅力発信及び地域振興につながるものであること

(4) 他市のふるさと納税で取り扱っていないこと

(5) 全国の寄附者への発送が可能であること ※ 期間や数に限りがあるものも可能です

(6) 輸送や保存に際し、品質が保持されること

(7) 商品の品質、性能等の苦情等に対して、事業者の責任で対応できるものであること

(8) 商品の提案価格(商品代及び梱包材費)が、寄附金額に対して3割以下であること(消費税込含む。人件費、送料は除く)。

※ 下記の表を参考に提案をしてください。なお、あくまでも一例であり、提案いただいた金額を元に、市で最終的な寄附金額の設定を行います

| 寄附金額     | 商品の提案価格(消費税、梱包材費含む。) |
|----------|----------------------|
| 10,000円  | 3,000円以下             |
| 20,000円  | 6,000円以下             |
| 30,000円  | 9,000円以下             |
| 40,000円  | 12,000円以下            |
| 50,000円  | 15,000円以下            |
| 70,000円  | 21,000円以下            |
| 100,000円 | 30,000円以下            |

※ 商品の送料は、別途市で負担します

## 4. 提案方法について

必要事項を記入の上、下記提出書類を持参、郵送、またはメールによりご提出下さい。

### 【提出書類】

- ・ふるさとriottう応援寄附推進事業参加承認申請書（様式第3号）
- ・ふるさと記念品申請書（様式第3号-2）
- ・市税の滞納がないこと分かる証明書
  - ※ 本市の競争入札等の参加資格者として登録していない場合のみ提出してください
- ・事業者及び商品の概要が分かるもの
  - ※ 事業所や商品の紹介パンフレット等を作成されている場合は提出してください
- ・ふるさと記念品を送付する際の同封広告物
  - ※ 広告物（パンフレット等）を記念品に同封する場合のみ提出してください
- ・提案商品の写真データ
  - ※ メールにてご提出ください

### 【受付場所】

栗東市役所 政策推進部 広報課（庁舎3階）

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL：077-551-0641 FAX：077-554-1123

mail:city-pro@city.ritto.lg.jp

## 5. ふるさと記念品の決定方法等

### （1）提案商品の審査

提出書類に基づき、提案条件を満たしているか審査をします。なお、必要に応じて聞き取りを行う場合があります。

### （2）ふるさと記念品の承認

全ての提案について、概ね1カ月以内に審査結果を通知します。

### （3）取扱期間

審査結果の通知（承認通知）を受けた年度末までとします。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに市又はふるさと記念品提供事業者から、ふるさと記念品の取り扱いの停止に関する意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、ふるさと記念品提供事業者によるふるさと記念品の提供が困難になったときは、この限り

ではありません。

#### (4) 承認の取り消し

承認後に応募内容に虚偽または事実と異なることが判明した場合や、事業者の応募資格及び商品の提案条件を満たさなくなった場合、もしくは要綱で定めた事項が履行されず、かつ、本市からの改善要求にも応じられない場合などは、承認を取り消すことがあります。

## 6. ふるさと記念品提供事業者の役割

### (1) ふるさと記念品の送付

本市（本市が委託するふるさと納税事務の代行業務事業者を含む。以下、同じ）から提供する寄附者情報に基づき、寄附者に対して、原則として2週間以内に記念品の送付を行ってください。

※記念品を発送いただく際には、企業や商品の広告物（チラシ等）を同梱していただくことが可能であり、販路拡大・PRに繋げることが可能です

### (2) 市への報告

ふるさと記念品の送付完了後は、本市とふるさと記念品提供事業者とであらかじめ協議した方法に従い、速やかに納品等の必要な事項を報告してください。

### (3) 関係書類の保管

ふるさと記念品送付に係る関係書類は、当該年度終了後1年間は保管してください。

### (4) ふるさと記念品の内容の変更

参加事業者の申請情報に変更があった場合や、ふるさと記念品に関する内容の変更を行おうとするときは、「ふるさと納税応援寄附推進事業承認事項変更届出書（様式第3号-3）」を速やかにご提出ください。

### (5) ふるさと記念品の取止め

ふるさと記念品の提供が困難となったときは、「ふるさと納税応援寄附推進事業ふるさと記念品等取止報告書（様式第3号-4）」を速やかにご提出ください。

### (6) 市が実施する広報への協力

市が、ふるさと納税の広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作をする際には、協力をお願いします。

## 7. 個人情報の取り扱いに関する遵守事項

記念品の発送等で知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）については、次に掲げる事項を遵守し、適切に取り扱ってください。

- ① 記念品の発送等以外の目的のために利用、又は第三者に提供してはなりません。なお、参加事業者でなくなった場合も同様とします。
- ② 記念品の発送等を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得する必要があります。
- ③ 個人情報を漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- ④ 個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければなりません。
- ⑤ 個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはなりません。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- ⑥ 事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければなりません。
- ⑦ この要領に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとします。
- ⑧ 参加事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとします。

## 8. その他

### (1) 委託等の禁止

- ① ふるさと記念品の提供に係る業務を第三者に委託、または請け負わせてはなりません。ただし、配送業務や広告物の印刷および付帯業務の委託等、もしくは、書面により市長の承認を得た場合はこの限りではありません。
- ② ふるさと記念品の提供に係る業務を実施するにあたり得た権利を第三者に譲渡し、または継承させてはなりません。

### (2) 方針の変更

今後、国等の方針により市は事前の予告なく、ふるさと納税制度又はふるさと記念品送付に係る方針を変更することがあります。

また、それに伴い、ふるさと記念品提供事業者に対し、承認後であっても、提供するふるさと記念品の内容の変更または停止を求めることがあります。

### (3) 調査の実施

必要に応じて、ふるさと記念品にかかる業務の実施状況、その他必要な事項について調査をさせていただきます。

### (4) とりまとめ委託事業者との契約の締結

参加事業者は、市が指定するふるさと納税事務のとりまとめ委託事業者、とふるさと記念品の配送等に関する契約を締結してください。

## 9. 問い合わせ先

栗東市役所 政策推進部 広報課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL : 077-551-0641 FAX : 077-554-1123

mail:city-pro@city.ritto.lg.jp

【参考】 栗東市ふるさと記念品贈呈の流れ

